

## 第39回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成29年6月26日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |                              |     |
|-----|------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について               |     |
| 第 2 | 会期決定について                     |     |
| 第 3 | 会務報告                         |     |
| 第 4 | 報告第117号 農用地の賃貸借に係る合意解約について   | 2件  |
| 第 5 | 報告第118号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 5件  |
| 第 6 | 議案第194号 現況証明願について            | 2件  |
| 第 7 | 議案第195号 農業振興地域整備計画の変更について    | 2件  |
| 第 8 | 議案第196号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件  |
| 第 9 | 議案第197号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件  |
| 第10 | 議案第198号 農用地利用集積計画の作成の要請について  | 12件 |

### ○出席委員（13名）

1番 橘 澄子 君	2番 熊谷 英二 君	3番 甲斐やす子 君
4番 高松 俊男 君	6番 高橋 政寿 君	8番 佐藤 肇 君
9番 武藤 利勝 君	10番 大泉 義明 君	11番 佐藤 徳市 君
12番 澁谷 洋 君	14番 嶋中 勝 君	15番 鈴木 義次 君
16番 佐瀬 日出夫君		

### ○議事参与の制限を受けた委員（1名）

■番 ■ 君

### ○欠席委員（2名）

7番 笛木 眞一 君 13番 山本 志伸 君

### ○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君  
主 任 高橋 望 君

振興係長 若松 務 君  
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第39回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は13名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時23分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

2番・熊谷君 3番・甲斐君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第39回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第117号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第117号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係若松君。

○振興係（若松 務君） はい。

報告第117号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり2件であります。

番号1。

賃貸人、[redacted]、[redacted]さん。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字中チャンベツ原野基線19-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、58,629㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成27年7月31日。

契約期間は、平成27年7月31日から平成32年7月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年5月26日。

番号2。

賃貸人、[redacted]、[redacted]さん。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字虹別原野694-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,750㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日は、平成29年3月1日。

契約期間は、平成29年3月1日から平成39年2月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年6月9日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第117号、内容2件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第118号

○会長（佐瀬日出夫君）休憩致します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時34分

○会長（佐瀬日出夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5。報告第118号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、[ ]番・[ ]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

( [ ]退席)

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第118号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり5件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、[ ]、[ ]さん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、橘委員、武藤委員。

報告年月日、平成29年5月15日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字中チャンベツ242-94。

現況地目、畑。

面積、22,589㎡。

価格、849,000円。

譲受人氏名、[ ]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお番号1につきましては、あっせん委員長であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。

○3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐。

報告第118号番号1について報告致します。

4月20日に[ ]さんより、あっせんの申出がありまして、4月25日に橘委員、武藤委員、私と事務局より相撲局長と湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、[ ]さんに価格を提示したところ、承諾を得たので5月15日に茶安別公民館におきまして、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、[ ]さんに決定致しました。

内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。



よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、高松委員、澁谷委員。

報告年月日、平成29年5月12日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字標茶227-4。

現況地目、畑。

面積、121,559㎡外33筆、合計面積は576,763.23㎡となっております。

価格、18,729,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

なお番号3につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・高橋君。

○6番（高橋政寿君） 6番・高橋です。

報告第118号番号3について報告致します。

平成29年4月20日に、あっせん委員の指名があり、平成29年4月26日に高松委員、澁谷委員と、事務局より相撲局長と湊谷主事と私で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので5月12日に南標茶コミュニティハウスにおきまして、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定致しました。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、6番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・佐藤肇君。

○8番（佐藤 肇君） 8番・佐藤です。

ちょっと1点、お聞きしたかったんですけども、XXXXXXXXXXさんの土地ということで、湿地等もあるんでしょうけれども、単価的にはですね40円まではいかない評価なんですけど、この辺は内容的にどうだったのか教えていただきたいんですけども。

○会長（佐瀬日出夫君） 湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。だいたい佐藤委員がおっしゃるとおり40円前後でなってると思うんですけども、1番上でだいたい50円ぐらいついてる所もありますし、1番下だと38円ぐらいたったはずですよ。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・佐藤肇君。

○8番（佐藤 肇君） すみませんあの、38円だったらもうちょっと平均いくんではないですか。

○農地係（湊谷省吾君） 付加耕地の部分が結構あったので。

この値段ということになりました。

○8番（佐藤 肇君） わかりました。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号4について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、熊谷委員、高松委員、澁谷委員。

報告年月日、平成29年5月29日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西標茶52-1。

現況地目、畑。

面積、56, 893㎡外9筆、合計面積は335, 766㎡となっております。

価格、10, 417, 000円となっております。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

なお番号4につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・高橋君。

○6番（高橋政寿君） 6番・高橋です。

報告第118号番号4について報告致します。

平成29年5月10日に、あっせん委員の指名があり、平成29年5月18日に高松委員、澁谷委員、熊谷委員と、事務局より若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行いました。

あっせん委員長に互選された私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので5月29日に厚生コミュニティハウスにおきまして、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定致しました。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、6番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号5について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、鈴木委員。

あっせん委員、笛木委員、山本委員。

報告年月日、平成29年5月2日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字標茶657。

現況地目、畑。

面積、22, 126㎡外3筆、合計面積は80, 982㎡となっております。

価格につきましては、2, 359, 000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

なお番号5につきましては、あっせん委員長であります鈴木委員より、結果について報告を願います。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・鈴木君。

○15番(鈴木義次君) 15番・鈴木。

報告第118号番号5について報告致します。

平成29年4月20日に、あっせん委員の指名があり、平成29年4月28日に笛木委員、山本委員、事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので5月2日に萩野コミュニティハウスにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・鈴木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については報告のとおり承認されました。

休憩致します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○会長(佐瀬日出夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、報告第118号、内容5件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第194号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第6。議案第194号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

議案第194号、現況証明願について説明させていただきます。

北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件です。

番号1。

土地の所在、字多和466-4の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、4,251㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、申請者名共に■■■■さん。

調査委員氏名は、橘委員、甲斐委員、大泉委員。

調査年月日は、平成29年6月15日であります。

なお、調査結果につきまして、大泉委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 10番・大泉君。

○10番(大泉 義明君) 10番・大泉。

議案第194号、番号1について報告致します。

6月9日付けで調査依頼がありまして、6月15日に調査してまいりました。

調査委員については、橘委員、甲斐委員と私と事務局からは若松係長、湊谷主事と、申請者の■■■■さんの案内で、調査を行っております。

現地の状況は、配布資料2ページから3ページをご覧ください。

この土地は、現地調査をした結果、雑種地となっており、農地放牧地以外であることを確認して

おります。

詳細につきましては、ただいま事務局が説明したとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君）

番号2について説明させていただきます。

土地の所在、字阿歴内原野197。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、20,425㎡外14筆、合計の面積が468,005㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、未利用地。

所有者名、申請者名は共に■■■■さん。

調査委員氏名は、橘委員、甲斐委員、大泉委員。

調査年月日は、平成29年6月15日であります。

なお、調査結果につきまして、橘委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・橘君。

○1番（橘 澄子君） 1番・橘です。

議案第194号、番号2について報告致します。

6月12日付けで調査依頼がありまして、6月15日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、大泉委員、甲斐委員と私、事務局からは若松係長、湊谷主事と、申請者の■■■■さんの案内で、現地調査を行ってまいりました。

現地の状況は、配布資料5ページから6ページをご覧ください。

この土地を現地調査した結果、現地までの道のりも悪く、現在全体的に笹や小木、雑木に覆われ非農地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認しております。

詳細につきましては、ただいま事務局が説明したとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1番・橘君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第194号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第195号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第7。議案第195号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第195号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字多和466-4。

現況地目、畑。

面積、452.56㎡。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、住宅99.37㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

番号1につきましては、大泉委員に報告をお願い致します。

宜しくお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 10番・大泉君。

○10番(大泉 義明君) 10番・大泉。

議案第195号、番号1について報告致します。

6月14日に事務局より調査の依頼があり、6月15日に橘委員、甲斐委員と事務局より若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の11ページから14ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、[REDACTED]さんが農家住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、住宅の建設地とすることは妥当だと判断し問題ないものと思われまます。

この除外を受けようとする、土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字ルルラン16-1。

現況地目、畑。

面積、14,660.02㎡外1筆、合計面積は24,690.45㎡。

事業計画の名称、育成舎・パドック建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、育成舎2,786.4㎡、パドック6,864㎡。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお番号2につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。

○3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐です。

議案第195号、番号2について報告致します。

6月14日に事務局より調査依頼があり、6月15日に橘委員、大泉委員と事務局より若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の8ページから10ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、[ ]で酪農を営む[ ]さんが所有地に農業用施設を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第195号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第196号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第196号、農地法第3条の規定による許可申請について内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第196号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設

定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

譲渡人、[redacted]、[redacted]さん。

譲受人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字中チャンベツ147-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、38,190㎡外5筆、合計面積は53,586㎡となっております。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金360,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が世帯員3名、譲受人の世帯員が4名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が138,716.56㎡、譲受人が818,692㎡うち借入地が62,578㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお番号1につきましては、調査委員であります甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 3番・甲斐君。

○3番(甲斐やす子君) 3番・甲斐です。

議案第196号、番号1について報告致します。

6月12日に事務局より調査依頼がありまして、6月20日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[redacted]さんは、[redacted]さんの要望により、農地を譲渡し、譲受人の[redacted]さんは経営の安定を図るため、今回の申請となりました。

権利を取得する、[redacted]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

[redacted]さんが、申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[redacted]さんの、農地所有面積は、申請地を含め合計面積が81haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、[redacted]さんの所有地に隣接する農地ですので、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号2についてご説明させていただきます。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。

土地の所在、字チャンベツ原野140-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、5,532㎡外11筆、合計面積は85,130.56㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金1,014,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人の世帯員が3名、譲受人の構成員が3名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人の経営地が138,716.56㎡、譲受人が816,550㎡うち借入地については同じとなっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきまして、調査委員であります甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 3番・甲斐君。

○3番(甲斐やす子君) 3番・甲斐です。

議案第196号、番号2について報告致します。

6月12日に事務局より調査依頼がありまして、6月20日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[REDACTED]さんは、[REDACTED]さんの要望により、農地を譲渡し、譲受人の[REDACTED]さんは経営の安定を図るため、今回の申請となりました。

権利を取得する、[REDACTED]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

[REDACTED]さんが、申請地を取得後、農地すべてにおいて耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[REDACTED]さんの、農地所有面積は、申請地を含め合計面積が80haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、[REDACTED]さんの所有地に隣接する農地ですので、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可について

は妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第196号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第197号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第197号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

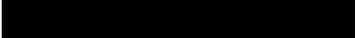
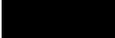
○農地係（湊谷省吾君） はい。

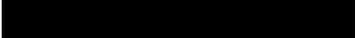
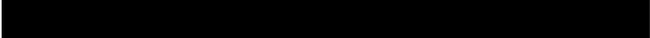
議案第197号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

所有者、、さん。

転用者、、さん。

土地の所在、字多和466-4の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、452.56㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域除外手続中。

契約内容、使用貸借。

転用目的、農家住宅の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久、農家住宅1棟99.37㎡。

事業費、32,400,000円。

なお番号1につきましては、調査委員であります大泉委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉 義明君） 10番・大泉。

議案第197号、番号1について報告いたします。

6月9日に事務局より調査の依頼があり、6月15日に橘委員、甲斐委員と、事務局より若松係長と、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料11ページから14ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は借主の[ ]さんで、貸主の[ ]さんの土地に、農家住宅の設置を目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

所有者、[ ]、[ ]さん。

転用者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字ルルラン16-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,660.02㎡外1筆、合計の面積は24,690.45㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域用途区分変更手続き中。

契約内容、使用貸借。

転用目的、育成舎・パドックの建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

育成舎9棟2,786.4㎡、パドック9箇所6,864㎡。

事業費、101,525,150円となっております。

なお番号1につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。

○3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐です。

議案第197号、番号2について報告いたします。

6月9日に事務局より調査の依頼があり、6月15日に橘委員、大泉委員と、事務局より若松係長と、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料8ページから10ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は借主の[ ]さんで、貸主の[ ]さんの土地に、育成舎の建設及びパドックの設置を目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、第197号内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第198号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第198号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容12件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、[ ]番・[ ]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[ ]君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第198号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり12件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字中チャンベツ242-94。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22,589㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成29年6月28日。

対価の支払期限は、平成29年7月31日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、849,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、あっせんの場合のため改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって番号1については、原案可決されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

お諮り致します。

番号2から番号5まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって番号2から番号5まで、内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2から番号5までを説明させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字オソツベツ336-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、27,584㎡外2筆、合計の面積が48,794.30㎡です。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び施設用地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成29年6月28日。

対価の支払期限は、平成29年7月31日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、1,016,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号3から番号5につきまして、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法につきまして番号2と同じですので説明を省略致します。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字標茶657。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、22,126㎡外3筆、合計の面積が80,982㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

対価の支払期限は、平成29年8月31日。

価格は、2,359,000円となっております。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]

[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字標茶227-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、121,559㎡外33筆、合計の面積が576,763.23㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地及び施設用地。

対価の支払期限は、平成29年12月31日。

価格につきましては、18,729,000円となっております。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字西標茶52-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、56,893㎡外9筆、合計の面積が335,766㎡です。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限は、平成29年10月31日。

価格につきましては、10,417,000円となっております。

なお番号2から番号5まですべてあっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2から番号5まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号5まで内容4件については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君）

番号6について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字ルルラン97-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,195㎡外4筆、合計の面積が28,927㎡です。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成29年6月28日から平成39年6月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月28日。

金額は、無償となっております。

なお、番号6につきましては大泉委員に現地調査を依頼しておりますので、大泉委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉義明君） 10番・大泉。

議案第198号番号6について報告致します。

6月15日付けで調査依頼がありまして、6月23日に調査をしてみました。

利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは相手方要望により農地を使用貸借するものです。

借主の [ ] さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあられました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号7について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、 [ ]、 [ ]、 [ ] さん。

利用権の設定等をする者、 [ ]、 [ ] さん。

土地の所在、字オソツベツ原野34線66-5の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積は、207㎡外1筆、合計の面積が8,952㎡です。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成29年6月28日から平成39年6月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月28日。

金額は、無償となっております。

なお、番号7につきましては大泉委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉義明君） 10番・大泉。

議案第198号番号7について報告致します。

6月15日付けで調査依頼がありまして、6月23日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の [ ] さんは植生維持のために農地を使用貸借するものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあられました10君・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号8について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字虹別原野292-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、8,000㎡外2筆、合計の面積は44,058㎡です。

利用権設定等の種類は、貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月28日から平成34年6月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月28日。

金額は、年間140,800円となっております。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8につきましては13番・山本委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに事務局より報告させていただきます。

平成29年5月29日付けで調査依頼がありまして、6月14日に調査に行っております。

利用権設定等をしようとする農地につきましては、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、相手方の希望により農地を貸付するものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでありまして。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号8について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・山本君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号9について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字クチョロ原野北15線西10。

地目は、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、49,487㎡。

利用権設定等の種類は、貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月28日から平成34年6月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月28日。

金額は、年間84,120円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9につきましては澁谷委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・澁谷君。

○12番（澁谷 洋君） 12番・澁谷。

議案第198号番号9について報告致します。

6月12日付けで調査依頼がありまして、6月18日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは相手方の要望のため農地を賃貸するものです。

借主の■■■さんは、農地を借受け粗飼料の安定確保ということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号10について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。

利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野基線19-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、58,629㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月28日から平成32年6月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月28日。

金額は、年間145,305円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号10につきましては佐藤徳市委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

議案第198号番号10について報告致します。

6月12日付けで調査依頼がありまして、6月15日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の [ ] さんは、相手方の要望により農地を賃貸するものです。

借主の [ ] さんは、農地を借受け飼料の確保を図るとのことでした。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

お諮り致します。

番号11から番号12まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって番号11から番号12まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号11、12について説明させていただきます。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、 [ ]、 [ ] さん。

利用権の設定等をする者、 [ ]、 [ ] さん。

土地の所在、字雷別16-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,315㎡外3筆、合計の面積が57,313㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月28日から平成34年6月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月28日。

金額は、年間75,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号12につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等

の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法について、番号11と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号12。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字チャンベツ原野151-1。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、34,930㎡外2筆、合計の面積は、55,394㎡。

金額、年間100,000円となっております。

なお、番号11、12につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。

○3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐です。

議案第198号番号11、12について報告致します。

6月12日付けで調査依頼がありまして、6月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんは、相手側の要望により農地を賃貸するものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、安定した粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号11から番号12まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号12まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第198号、内容12件は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第39回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

#### ◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第39回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時49分閉会)